

ゴビンダ通信

No42

発行：無実のゴビンダさんを支える会
事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

June 30, 2010

支援者のみなさん、ナマステ！ 22年6月13日

じめじめした季節ですが みなさん お元気ですか？

昨日は、横浜でも30度を超える真夏日になりました。

今日は、雨のため少し楽ですが、またすぐに猛暑がやってき
すね。これから益々暑くなってボクの部屋は、必ず「サウナ

のように蒸し暑く、眠れない夜を過ごしています。睡眠不
足のため、工場で事故を起こさないよう、よく気をつけてい

ます。クーラも無い、扇風機「Electric Fan」無いので かなり

大変です。 みなさん グッドニュース！ 今年 四月一日私は、

二^い類頁に選ばれました。七年間、規律違反しないで、きびしい

規則を守って真面目に仕事していた結果と思います。最近刑務かん

の扱いも変わったと気がします。更に面会も増えて毎月五になりました。

客野さんと蓮見さんが毎月 二回、二回面会にいらさしてい

ます。わざわざ面会に来てくださった客野さんと蓮見さんにおい

から感謝します。えらい人間と思います。二^い類頁になってから毎月

二回 お菓子「cake」食べながら、日本の「Voice - Eye Boo」

というテレビドラマを見て楽しんでいきます。なんにもない寂しい刑

務所の中での生活で 二^い類頁に成れてよかったです。少しでも

楽になりました。みなさん 私は、無実です。13年間という大切な時

間はすぎってしまったけれど 明るい未来は必ずあると思います。私の

ための集会に来てくださった、本当にありがとうございます。いつもみなさんに

感謝して、みなさんのために祈っています。ご支援手紙、さし入れなど、ついでに下
さい。それでは、お互い暑さに負けずがんばって過ごしましょう。無実、ゴビンダ！

横浜刑務にて。



ゴビンダさん 2 類昇格、おめでとう！

ゴビンダさんから 4 月 5 日付の手紙で、グッドニュースが届きました。

「今日は、『類』の言い渡しの日でした。私は 3 類から 2 類に選ばれました。よかったです。ハイレベル（上級官僚）の刑務官が工場に来て、『あなたは、よくがんばってくれたね。健康に気をつけて、1 日も早く国に帰ってください』というひとことを言ってくれました。これから面会が増えて毎月 5 回になりました。余暇時間あれば、今までより多く、面会に足運んでくだされば有り難いことです」

問題は、2008 年 11 月以来の面会制限。現在、面会が許可されているのは、身元引受人（客野）と支援者 1 名（蓮見）だけ。これに弁護士面会（通訳同行）を加えて月 3 回を何とか維持しているのが実情です。

5 月 17 日、国民救援会と連携して横浜刑務所に対して「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 111 条 2 項に基づく面会人の幅を広げていただきたい」との要請を行いました。この日、面談した庶務課長は、「面会を許可する重要案件の中に、『激励』も加えてほしいという要請の趣旨はわかりました。この場では答えられないので、刑務所として検討の上、後日あらためて回答します」とのことでした。これからは、2 ヶ月に 1 回でいど定期的に要請を続けていく予定です。

面会報告

5 月 31 日、5 月になって 2 度目の面会に行きました。4 月から 2 類に上がって何か変化があったのかと訊くと、本人いわく「ここでの生活には、とくに大きな変化はありません。でも周囲の人たちの態度が少し優しく丁寧になった気がします」とのこと。ゴビンダさんの働く工場で 2 類者はごくわずか。さらに 2 年間無事故の印も付けているので、それなりに「敬意」をはらってもらえているようです。

今のゴビンダさんにとって、隔週水曜日の「2 類集会」で、お菓子を食べながらビデオを見るのが唯一の娯楽とのこと。「今までの中では、外国映画なら、『スラムドッグ & ミリオネア』、日本の TV ドラマなら、『相棒』が面白かった」と言っていました。「集会」と言っても、広い講堂に集まるのは雑居房の人たちだけで、ゴビンダさんのような独居房の人たちは、自分の部屋で各自ビデオを見て過ごすのだそうです。

刑務作業は、相変わらず、デパートなどで使われる紙袋の作成ですが、最近は、昼食の配膳係を任されるようになったため、午前中は 1 時間早めに座りっぱなしの作業から解放されて歩き回ることができて有り難いとのこと。

作業賞与金は、現在、月に 8,500 円もらっている。最初の頃（数百円）に比べたら、ずいぶん上がったと笑っていました。

そんなわけで、現在は健康状態も精神状態も、以前より落ち着いているようです。

でも、やはり片時も頭を離れないのは再審のこと。

「新しい裁判長、どんな人ですか？ 6 月の三者協議、うまくいったでしょうか？ 神田先生が、次に面会に来てくださる日にちが決まったら、すぐに知らせてください」

このところ、面会の度に口癖のように繰り返すゴビンダさんなのでした。（客野）

報告 / 2010 無実のゴビンダさん支援集会

4月10日(土)午後2時～5時、港区立勤労福祉会館にて、「2010/10 無実のゴビンダさん支援集会～足利・布川に続き、今こそ再審開始を！」を開催しました。2001年の結成以来、毎春開催してきたこの集会も、今年で10回目になります。参加者数は、例年60名前後(今年は57名)と、決して多いとは言えませんが、他の冤罪事件の方々との貴重な交流の場ともなっています。

前半は、ゴビンダ弁護団報告(佃克彦弁護士)と布川事件の特別報告(藤岡拓郎弁護士)、桜井さん、杉山さんからも挨拶してくださいました。

後半は、ゴビンダさんと家族からのメッセージを読んでから、3月26日足利事件勝利報告集会のDVDの一部(菅家さんの挨拶と各事件関係者への「勝利の花束」贈呈シーン、約10分)を上映しました。

その後、以下の冤罪事件からアピールをしていただきました。名張事件、北陵クリニック事件、袴田事件、JR浦和電車区事件、渋谷事件、築地警察署公務執行妨害国賠事件。

国民救援会からの報告は、山田善二郎顧問(前会長)が来てくださいました。最後に「支える会」事務局からの挨拶でしめました(2009年度の活動報告と会計報告について詳細は、同封の別紙をごらんください)。

なお、集会後の懇親会にも21名が参加、大いに盛り上がりました。

報告 / 6月17日高裁要請

東京高裁第四刑事部の裁判長交代のため、2月末をもって中断していた三者協議が、6月から再開されました。「支える会」は6月17日、第12回高裁要請と署名提出(521筆)を行い、支援者の立場から証拠開示の必要性などを訴えました。

最近、狭山事件(5月13日に22年ぶりに未提出証拠の開示が実現した)など、いくつかの再審事件で裁判所が検察に対して証拠開示勧告を出しています。

「再審事件に共通の問題として、今の公判前整理手続に付されている事件であれば、当然開示されるはずの証拠が弁護側に全く開示されていない。これでは公正な裁判とは言えない」との認識が、裁判官にも広まりつつあるのではないのでしょうか。

ゴビンダさんの事件には、自白、犯行目撃証言などの「直接証拠」がありません。したがって、「間接証拠」(状況証拠)の認定によって、有罪か無罪かが争われました。確定判決は、「全ての状況証拠を総合的に評価すれば、被告人が犯人であることに合理的な疑いを入れる余地はない」と言い切っています。しかし、検察が法廷に出してきた証拠が「全ての状況証拠」ではありません。たとえば、布川事件の再審請求審においては、弁護団のねばり強い証拠開示請求によって、請求人に有利な証拠が多数出てきたことが、再審開始決定につながりました。ゴビンダさんの場合も、検察が未提出証拠を出せば、確定判決の言う「状況証拠の総合評価」は崩れる可能性が高いのです。

再審請求人のゴビンダさんは、身に覚えのない強盗殺人罪で獄中生活を強いられる苦痛に耐えながらも、一生懸命、模範囚であろうと努力しています。しかし、本当に彼が望んでいることは、仮釈放ではなく再審無罪になって冤罪を晴らして故国に帰ることです。1日も早い再審開始を実現するため、まずは検察に対する証拠開示勧告を！と訴えました。

名張毒ぶどう酒事件 / 最高裁が差し戻し！

無実の死刑囚、奥西勝さん（84）の第7次再審請求における特別抗告審で、最高裁第三小法廷（堀籠幸男裁判長）は4月5日付で、再審開始決定を取り消した名古屋高裁の判断に対し、犯行に使われた毒物についての審理が不十分として、名古屋高裁に差し戻す決定をしました。これにより死刑の執行が停止されたことに安堵しつつも、弁護団や支援者からは、「最高裁は、自判で開始決定を出すべきだった」、「高齢の奥西さんをいつまで待たせるのか」と怒りの声が上がっています。

「非公開の再審請求審を1日も早く終わらせ、公開の再審裁判に奥西さんを出廷させて審理すべきだ」弁護団と支援者は検察に対して、異議の取り下げと奥西さんの釈放を求めています。再審開始への潮流はもはや堰き止められないことを検察は知るべきでしょう。

布川事件 / 再審裁判 日程決まる（第1回7月9日）

昨年12月14日の最高裁での再審開始確定を受け、布川事件の再審裁判がよいよ始まります。6月11日に開かれた三者協議で下記のとおり日程が決まりました（いずれも午後1時30分から水戸地裁土浦支部 / 神田大助裁判長）。

第1回 7月9日	第4回 10月15日
第2回 7月30日	第5回 11月12日
第3回 9月10日	第6回 12月10日

検察側は有罪立証のため争うとのこと。三者協議でも現場に残されていた下着のDNA鑑定の実施を求めました。弁護団は下着の劣化や誤鑑定の危険性を指摘し、強く反対しています。自らの歴史的誤りを認めず最後まで悪あがきする検察を相手に、いよいよ再審無罪への最後の闘いとなります。「布川事件・桜井さんと杉山さんを守る会」、「再審えん罪事件全国連絡会」は、水戸地裁土浦支部での公判傍聴と宣伝行動への参加を呼びかけています。

事務局からのお知らせ

事務局会議：隔月第2火曜日 午後6時～8時 現代人文社：四谷駅下車徒歩8分
< 次回は2010年7月13日（火） >

付記：4月11-12日に開催された第20回裁判勝利をめざす全国交流集會に事務局から今年も参加しました。驚いたのは、第3分科会「再審事件」の参加者数が、昨年よりいちだんと増えたこと。なんと「13事件47名」！これは、いかに冤罪が多いか、いかに再審が長びくかをそのまま表しています。無実の人が無罪になれる公正な裁判を実現するためには、冤罪を防ぐ制度が早急に必要です。

ゴビンダさんに手紙を書いてあげてください（お名前にはフリガナを）。

【〒233-8501 横浜市港南区港南4-2-2 ゴビンダ・プラサド・マイナリ様】

無実のゴビンダさんを支える会 事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10ハッ橋ビル7階 現代人文社気付 TEL：080-6550-4669

e-mail：govinda@jca.apc.org ホームページ <http://www.jca.apc.org/govinda>